


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	平成29年度東大和市認可外保育施設利用者に対する補助金交付要綱の一部を改正する要綱について			
	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則		
	部課機関			
<p>1 要旨</p> <p>(1) 本補助要綱は、認可保育園に空きがないため、認可外保育施設に児童を預けている保護者に対し、月額21,000円を限度として、保育料の1/3を補助するものである。</p> <p>(2) 本要綱については、平成29年3月22日開催の庁議で報告し、平成29年4月3日付市長決裁により制定している。</p> <p>(3) このたび、「子ども・子育て支援新制度」の趣旨に照らし合わせ、整合性を図り、より市民の利用に関し便宜を図るため、本要綱を一部改正し、4月1日に遡って適用するものである。</p> <p>(4) 改正内容</p> <p style="margin-left: 20px;">① 補助金の支給要件を、下記のように改める。</p> <p style="margin-left: 40px;">「月12日(週3日)以上かつ1日8時間以上」認可外保育施設に児童の保育を委託していること</p> <p style="text-align: center; margin-left: 40px;">↓</p> <p style="margin-left: 40px;">認可外保育施設に児童の保育を委託していること。ただし、保護者の状況が労働又は就学である場合は「月48時間以上」労働又は就学していること</p> <p>(5) 改正理由</p> <p style="margin-left: 20px;">平成27年度から施行されている新制度においては、保育の必要性の認定基準が労働又は就学の場合、「月48時間以上の労働又は就学が必要なこと」とされているため、本要綱においても整合性を持たせるものである。</p> <p>(6) 影響及び効果</p> <p style="margin-left: 20px;">認可保育園に空きがないため、やむを得ず認可外保育施設に児童を通園させている保護者への子育て支援の充実がさらに可能となる。</p>				
<p>2 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 平成29年3月22日開催の庁議で報告</p> <p>(2) 平成29年4月3日付市長決裁により制定</p>				
<p>3 留意事項 (問題点等)</p> <p>(1) 本補助金の支給対象者は、過去、年4～5人程度であった。</p> <p>(2) 改正前の要件により、補助金が支給されない事例は、27年度・28年度にはなかった。</p>				
<p>4 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p style="margin-left: 20px;">庁議における報告終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>				
<p>5 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。